

目次

| | |
|----------------------|--------|
| 第一章 総則 | - 3 - |
| 第 1 条 (目的) | - 3 - |
| 第 2 条 (名称) | - 3 - |
| 第 3 条 (経営の原則等) | - 3 - |
| 第 4 条 (事務所の所在地) | - 4 - |
| 第二章 評議員 | - 4 - |
| 第 5 条 (評議員の定数) | - 4 - |
| 第 6 条 (評議員の選任及び解任) | - 4 - |
| 第 7 条 (評議員の任期) | - 5 - |
| 第 8 条 (評議員の報酬等) | - 5 - |
| 第三章 評議員会 | - 6 - |
| 第 9 条 (構成) | - 6 - |
| 第 10 条 (権限) | - 6 - |
| 第 11 条 (開催) | - 6 - |
| 第 12 条 (招集) | - 6 - |
| 第 12 条の 2 (議長) | - 7 - |
| 第 13 条 (決議) | - 7 - |
| 第 14 条 (議事録) | - 8 - |
| 第四章 役員及び職員 | - 8 - |
| 第 15 条 (役員の定数) | - 8 - |
| 第 16 条 (役員の選任) | - 8 - |
| 第 17 条 (理事の職務及び権限) | - 9 - |
| 第 18 条 (監事の職務及び権限) | - 9 - |
| 第 19 条 (役員の任期) | - 9 - |
| 第 20 条 (役員の解任) | - 9 - |
| 第 21 条 (役員の報酬等) | - 10 - |
| 第 21 条の 2 (役員の責任の免除) | - 10 - |
| 第 22 条 (職員) | - 11 - |
| 第五章 理事会 | - 11 - |
| 第 23 条 (構成) | - 11 - |

| | | |
|------------------|-------|--------|
| 第24条（権限） | | - 11 - |
| 第25条（招集） | | - 11 - |
| 第26条（決議） | | - 11 - |
| 第27条（議事録） | | - 11 - |
| 第六章 資産及び会計 | | - 12 - |
| 第28条（資産の区分） | | - 12 - |
| 第29条（基本財産の処分） | | - 12 - |
| 第30条（資産の管理） | | - 12 - |
| 第31条（事業計画及び収支予算） | | - 12 - |
| 第32条（事業報告及び決算） | | - 13 - |
| 第33条（会計年度） | | - 13 - |
| 第34条（会計処理の基準） | | - 13 - |
| 第35条（臨機の措置） | | - 13 - |
| 第七章 解散 | | - 14 - |
| 第36条（解散） | | - 14 - |
| 第37条（残余財産の帰属） | | - 14 - |
| 第八章 定款の変更 | | - 14 - |
| 第38条（定款の変更） | | - 14 - |
| 第九章 公告の方法その他 | | - 14 - |
| 第39条（公告の方法） | | - 14 - |
| 第40条（施行細則） | | - 14 - |

第一章 総則

第1条（目的）

この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されることを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第二種社会福祉事業

- ・ 保育所の経営
- ・ 一時預かり事業の経営

第2条（名称）

この法人は、社会福祉法人〇〇福祉会という。

第3条（経営の原則等）

この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の児童・高齢者、子育て世帯を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

【解説】

厚生労働省モデル定款（以下、単にモデル定款と表記）では、上記下線部分は「地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等」適宜修正となっている。ただ、厚生労働省Q&A「問17」の解説「1. 「地域における公益的な取組」は、社会福祉法第二十四条第二項においてすべての社会福祉法人の責務として規定されているので、定款での定めが無くとも当然にその効力は及ぶものである。」とあるので、この条文はなくてもよさそうだが、同Q&Aの解説の続きに「3. なお、社会福祉充実計画に伴う地域公益事業の実施に当たり、定款上、事業を追加する必要がある場合には、社会福祉充実計画の承認申請とあわせて、定款変更を行うこととなる。」とあるので、もし社会福祉充実計画を策定することになった場合に定款変更をしなくてもいいように、上記下線の通り、保育園が社会福祉法充実計画で行う見込みの事業を記載した。

第4条（事務所の所在地）

この法人の事務所を大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号に置く。

第二章 評議員

第5条（評議員の定数）

この法人に評議員7名以上を置く。

【解説】

社会福祉法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

大阪市の定款例「経過措置に該当する場合も、第5条では7名以上としていただき、末尾の附則に『第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は「4名以上」とする。』との規定を設けてください。こうすることで、3年後の定款変更手続きが不要になります。」となっている→定款末尾の附則に上記の規定を設けた。

第6条（評議員の選任及び解任）

この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、**監事1名、外部委員2名**の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

【解説】

委員の人数については法人の規模等により判断して差し支えないが、3名以上（うち外部委員1名以上）とすること。（厚生労働省FAQ問9、11）となっているので、委員の構成のパターンは、下記の4通りがある。モデル定款「事務局員」は「職員」と記載してもOK

①監事1名・職員1名・外部委員1名、②監事2名・外部委員1名、③監事1名・外部委員2名

④外部委員3名→法人の事情により①～④を選択→上記2項では③を選択

理事が評議員選任・解任委員会の委員となる旨の定めは認められません。（厚労省FAQ問6、問10の1）

第三章 評議員会

第9条（構成）

評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

第10条（権限）

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

第11条（開催）

評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

【解説】

大阪市モデル定款の解説で『第31条第1項において、収支予算について評議員会の承認を得ることとしている場合「評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、3月及び必要がある場合に開催する。」と規定することが適当です。』となっているが、31条1項で上記の収支予算について評議員会の承認を得ることは規定しなかったため、不採用。

第12条（招集）

評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、大阪市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 前項の規定による請求があつた日から6週間以内の日を評議員会の日とする評議

員会の招集の通知が発せられない場合

【解説】

「3 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、大阪市長の許可を得て、評議員会を招集することができる。以下省略」は、モデル定款にない部分だが、評議員の役員解任権の濫用を防ぐため評議員が無条件に理事長に対して評議員会の開催を請求できるのではないということを明確にするため、社会福祉法第45条の9第5項の内容をそのまま定款に挿入した。

第12条の2（議長）

評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。

【解説】

モデル定款にはない条文だが、大阪市モデル定款解説に「第14条第2項において議事録署名を議長が行う旨を定める場合は、第13条の前に「評議員会に議長を置く」旨の規定をおくこととしてください。（厚生労働省Q&A問11、FAQ問29-2）例：評議員会に議長を置き、議長はその都度評議員の互選で定める。」とあるので、この条文を挿入した。

第13条（決議）

評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 理事及び監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第21条（役員の報酬等）

理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

【解説】

評議員の報酬の総額は定款に定める必要があるが（第8条）、役員（理事・監事）の報酬の総額は、評議員会で決めればよい。「評議員会で別に定める報酬等の支給の基準」は、他法人の状況を踏まえて後日作成。それまで役員は報酬は無し。報酬の定義は第8条（評議員）と同じ。

第21条の2（役員の責任の免除）

理事、監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

【解説】

社会福祉法第45条の20（役員等又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任）、第45条の21（役員等又は評議員の第三者に対する損害賠償責任）、第45条の22（役員等又は評議員の連帯責任）により、社会福祉法人の役員等の責任が重いため、社会福祉法人に対する損害賠償責任を軽減するために、モデル定款にはないが厚生労働省Q&A【問8】の解答例の内容を挿入した。この条文を他の法律を条文せずに分かりやすく記載すると下記の通りとなる。

第21条の2（役員の責任の免除）

理事または監事が任務を怠ったことによって生じた損害について法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。{下記(1)－(2)=免除額}

(1) 賠償の責任を負う額

(2) 当該役員がその在職中に法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として法務省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員等の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額

イ 理事長 6

ロ 理事長以外の理事であって、次に掲げるもの 4

・法人の業務を執行した理事

ハ 理事（イ及びロに掲げるものを除く。）、監事 2

つまり、例えば理事長なら役員報酬の6年分までは責任を負うが、それ以上は責任を負わない。定款に上記の条文を規定しないと、役員は無制限に責任を負うことになる。